

平成二十二年一月二十日開会
平成二十二年一月二十日閉会

平成二十二年第一回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

平成二十二年一月二十日

平成二十二年第一回北方町議会臨時会会議録

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝己
九番	日比玲子
十番	田中五郎

欠席議員

なし

二、職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高橋善明
議会書記	木野村幸子
議会書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵
総務課長	村木俊文
総合体育館館長	安藤好邦

四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期の決定

第三 議案第一号 工事請負契約の変更について（北方町総合体育館大規模改修工事）
（町長提出）

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第三まで

午前十時二十一分 開会

一、議長 それでは改めましておはようございます。全協に引き続きまして、大変ご苦勞様でございます。全員の出席をいただきましたので、ただいまから会議を開きます。

ただいまの出席議員数は十名であります。定足数に達しておりますので議会は成立いたしました。これより平成二十二年第一回北方町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において十番田中五郎君及び一番鈴木浩之君を

指名いたします。

日程第二 会期の決定

一、議長 日程第二 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日一日と決定いたしました。

日程第三 議案第一号について

一、議長 日程第三 議案第一号 工事請負契約の変更について（北方町総合体育館大規模改修工事）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 新しい年が始まりました、第一回目の臨時会をお願いするわけであります。議員の皆さん方には何かとご予定の多い中を全員の皆さんがご出席いただきましてありがとうございます。また本年もどうぞご指導いただきますようお願い申し上げます。ご提案申し上げます。それでは、議案第一号の工事請負契約変更についてでございます。これは、ご案内のように過ぐる九月の議会において政府の経済対策の一環としての臨時交付金を活用して、北方町総合体育館の大規模改修工事を行って、その請負契約をお認めいただいたところでございますが、その後足場が造られました詳しく調査を進めました結果、随所に当初予定していなかった箇所修理の必要などところが見受けられるようになりました。したがって、総額におきまして当初契約が八千二

百七十四万円で議決いただいておりますものを、九百七十一万一千四百五十円を追加させていただいて、その総額を九千二百四十五万一千四百五十円に契約変更させていただきたいとお願いをする次第でございます。どうぞ十分にご審議をいただきまして、適切なご決定をいただきますようお願い申し上げます。

一、議長 これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 まず一つは、これは補修ということでありませうけど、これの瑕疵は何年になっているのかどうか。まずお願いします。

一、教育長 確認をさせていただきますが、瑕疵と申されたんですが・・・。

一、九番 日比玲子君 耐用年数です。補正でやるので、造った時点とはまた違うので、改修してから何年・・・。

一、教育長 保障期間というようなことでしょうか。

一、九番 日比玲子君 そうです。

一、教育長 基本的に修理・修繕については、保障期間は無いついのが一般論で原則だそうですね。新しい箱物が建ったときには新品ですから何年間、例えば九年とか十年という保障期間はあるんですが、修繕した場合には無い。私共も業者をお願いして、例えば大屋根は三年の保証を付けましょう、シート防水をした場所については十年間保証をしましょうと、回答をいただいております。原則壁などはクラックを埋めたからといって保証の対象にはならないということで、回答をいただいておりますが、今まだ確定はしておりませんが、業

者と何年保証していただけるのかということについては交渉しております。以上です。

一、六番 立川良一君 大規模改修工事ですので、先ほど説明を受けましたように、実際、現場で足場を組んで工事が始まったらしいろいろ不都合なところが出てきて、それなりの補正が出てくるということは理解ができます。ちよつとお尋ねしたいのは、屋根の雨漏りとかつていうのはわかるんですけど、二百八十二万三千六百五十九円という建具つていうんですか、体育館の入り口のドアが大変不都合があったということで、通常の使用のときに、例えば閉まりが重いか不都合があったとかいうことはあったのか、あるいは設計会社がそれぞれ全部点検をしていく中で見落としたのか、あるいは意図的に外して補正でできたのか、その辺ちよつとお尋ねしたいと思います。

一、教育長 私共もプロの業者に来ていただきました。不都合についてはどうもピンの取替えで済むのではないかと、回答をいただいてその予算計上をさせていただきました。ピンというのは扉を止めている心棒ですね。この心棒の取替えで十分だろうということ、そういう予算計上させていただきましたが、実際そのドアを外してみるとピンが歪みだけではなくて、そのドアを取り付けているピンのフレーム、この枠も歪みがあることがわかりました。これを全面的に替えますと、天井から枠の躯体の壁からすべて削って、枠を取り外して枠を新しいものに入れ替えてドアを付けるという形になるんですが、それでは費用が膨大に掛かるということで、一番安価でけれども頑丈で長持ちする工法を検討していただきましたところ、歪みのあるフレームのところにもう一つ新しいフレームを付け、それにあう扉を取り付ける工法が一番妥当ではないかと回答を得ました。し

かも更に、扉そのもの自身もレーザーが被っていますが、この中身を見てみますと扉一枚一枚の中にも破損しているものがあるということがわかりまして、全面取り替えした方が非常に頑丈でしかも安上がりで長持ちするものができるんじゃないかということで、この取替えという方式を考えさせてもらっておりますので、ご理解をいただけるとありがたいと思っています。以上です。

一、六番 立川良一君 取り替えて工事をする事に関して、やっていたくいいと思うんですけども、最初の段階のときに、素人が開けたり閉めたりするときに支障を感じるといのはかなりひどい。設計会社の方がプロの立場で、これはおかしいというふうに気が付かれなかったのが理解ができません。ある著名な音楽家が朝車のエンジンを掛けたときに、エンジンのリズムというか音で車の調子のどこが悪いかわかるという話を聞いたことがある。それなりの仕事に携わっておられる方が、なんで発見ができなかったのか、なんでどこかおかしいんじゃないかなって。私は素人ですので、おやりになることに関してとやかく言いませんけども、設計の段階で安易というか、金額的にも大変大きな金額ですので、大丈夫かなその人は、とそういう思いを抱いたわけです。おやりになることは反対しておりませんので、設計会社の人にしっかり伝えていただいて、もうちょっと予算の範囲内で、ここと、ここと、ここはと、絶対でてこないと、最初に、そんな思いを持っています。

一、教育長 今回、お願いしております設計管理並びに工事施工業者というのは、平成元年にこの総合体育館を建てていただきました業者であり設計業者であると聞いております。少なくとも設計して施工していただいた業者ですから、違う別の業者であればまた考え方も違うでしょうが、同じ業者を使って行っているんですから業

者の言うことについて信用するというのは、私共素人の考えることであろう、こういうふうに思っております。したがって、入り口のドアの取替えにつきましては、当初は、ピン、軸の取替えで済むだろうと、こういうふうに判断されたことは私共としては、そうですかと、じゃあそのように予算計上いたしましたしようと、こういうふうに判断していくのが当然のことであるというふうに思っています。ただ立川議員のおっしゃった点について業者にも問い合わせいたしましたけれども、それは外してみなければわからないところに所属する問題であるから、私共としても外見だけでピンでいいだろうと考えたことは理解して欲しい。取り外してみてもいいということがわかるんで、取り外さなければわからないことだから申し訳ないと、こういう回答でございます。町長も先ほど申しましたように、進めていく中で新たに不具合が出てくるというのは、私は当然のことではないかというふうに思っています。以上です。

一、六番 立川良一君 よくわかります。先ほど説明を受けてですね、足場を組んであるいはそこを壊してみてもて発見できるということと、一生一番使用するところのドアということ、常時皆さんに使っていただくところ、こういう補正という形でできたので、ちょっと、えって思いが、最初に気がつくんじゃないかなと、これは足場を組まなくなっちゃってわかることですので、是非、教育長、しっかり確認してまた支障を来たさないように願います。

一、一番 鈴木浩之君 全協の中で聞かなかったもので、申し訳ないんですけど。最後の駐車場のライン引きについて、いただいた資料の中のオレンジの部分ということで、いいですか。その東側の保健センターの駐車場につ

いては。やらないということについてまず、一点お願いします。

一、教育長 私共が今考えていますのは、ご指摘のとおり柿色のラインで囲ったところでございます。保健センターの方の駐車場のラインは、何年に引かれたのか記憶にないんですけれども、新しいんですまだ、線がはつきり残っているということで今回対象外とさせていただきました。よろしくお願いいたします。

一、一番 鈴木浩之君 先ほどの立川議員の質問内容に関連するわけですけど、完全に駐車場のライン引きというのは足場組んで精査したっていうんじゃないですよ。最初からわかっている話であって、先ほど教育長の説明の中で、ついでにやるということを言われたんですけど、その辺についてどうでしょうか。

一、教育長 このラインについてはですね、私共もフェンスを含めまして気になっているところです。当初ライン引きも含めて予算の中に盛り込んだんですね。ところがいろんな事情がございまして、勉強会でお話したとおりでございまして、予算の関係で一回ここは外そうと考えまして、後日また行えばいいということで外したんです。ところが落札価格とかいろんなことを勘案しながら今回この補正をお願いすることになりましたので、併せましてやはり当初計画したとおりライン引きについても盛り込んでお願いしよう、ということで新たにもう一度補正予算の中に盛り込ませていただいたというのが経過でございます。ご理解をいただけたらありがたいと思います。以上です。

一、十番 田中五郎君 これからお願いをしておきたい。この補正を出す時点、今でも委員長と教育長との議論をされる。これはあんまり芳しいことではないですね。そもそも、補正を組まなければならぬ現実、足場を組

んで結果的に原因が出た時点で管轄の委員長にご相談し、今回のような補正を提案してくるべきだと思います。議会だより編集委員会の時にも申ししておきました。その後、議運によって臨時議会の期日が決定したわけなんです。そもそもその出し方自体がそのときの時点でもう怠っていると。だから、委員長が教育長に対して質問をしなければならぬ。そういう現状があるかと思えます。できることならこのような状態がおきないように、今後とも町長にひとつその辺の調整をしながら進めてもらいたいと思います。あとの点につきましては、必要な補正予算ですので何も申しませんが、その辺だけお願いしておきます。

一、教育長　ご指摘されている点は、こういう議案につきましては総務教育常任委員会を経て、全協を経て、そして本議会へ提案していく一連の流れのことをおっしゃってみえたというふうに、私は理解させてもらっております。弁解がましいことを申し上げて大変恐縮ではございますが、立川総務教育常任委員長に対しましては、昨年の十二月の時点でこういう問題があるから提案をさせていただきますのでよろしくということについては、教育課長から立川議員のほうにお知らせを申し上げております。ただ、日取りをどうするかということは教育委員会が決めることではなくて、議員の皆様方に決めて進めていただくことが本意だろうと思っております。私共はそれに従って粛々と資料を整えると、こういう義務が残っているというふうに理解しております。しかし今回の場合は、幾らになるのかということについては設計業者の方も建設業者の方も最終的な金額が詰めれないという状況がございまして、この金額が判明してきたのも実は先週の頭書であったと理解しております。そういうような慌しい中で非常に皆様方にもご迷惑をおかけしているというふうに理解しておりますけれど

も、そういう一連の手続きにつきましては、今後、議運のほうで十分審議していただきながら町長部局のほうと連携をとって一層密度の濃い連携の中でこういう議会が開かれたらありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。田中議員からご指摘をいただきました点については、教育委員会としても十分理解をさせていただきました。ありがとうございました。

一、六番 立川良一君 議会の運営に関してですので、ここで教育長とお話をしようとは思ってませんが、二月に私が知って対応がどうかこうとかということではないんです。たまたまきらりの件で教育委員会に、奥野課長に電話をしたんです。そしたら体育館の大規模改修工事の中で補正を組むことができると、そのときはよろしくお願ひします。と、それだけだったんです。それを受けて奥野課長が委員長に言ったから私が委員会を招集して、そんなことやらん。最初にやるのは議会運営委員会なんです。それが先週の木曜日だったんです。木曜日に初めて臨時議会で工事請負契約の補正が出るということをお聞きしまして、それじゃあ委員会をとということになったんですけども、木曜日ですのであくる日の金曜日に委員会なんかできっこないですよ、通達をださなきゃいけませんので、それで月曜日か火曜日となったら、たまたまその中の委員のおひとりの欠席届けが出とったんです。欠席届が出とるので、本来ならきょう午前中に委員会をやって昼から議決ということもあつたんですけども、昼からは用事が詰まっていると、まったく委員会が出来ない状態の中で本臨時議会を迎えたということだけは承知をしていたいて、私は十二月に話してありますと言われると、それを受けて私に対応しなかつたみたいない方で納得できない。たまたま議会運営委員会で初めて今議会が二十日にある

と、日にちを聞いたんです。日程的に委員会を開く時間がない。あるとしたらきょうの午前中、それも出来ないということ、全員協議会で説明を聞いて今の本会議ということになりましたので、教育課長さんが電話で、別件できらりの雪のなだれのどの・・・という話をしたことで、実はこんなことができてきますのでと言ったことを委員長に伝えてありますと、言われても私は聞いてないです。ちよつとそこらへんは調べてください。それはまた、議会のほうでやりますので。

一、町長 いろいろとご議論をお聞きして、私もちよつと心配りが欠けておったかなというふうに思ったわけなんです。誤解がないようお願いしておきたいのは、私も長い間、議会にご承知のとおりお世話になっておりまして、今立場が違いますけれども、議会との関係は緊密にしていかなければならないという基本的な姿勢は持ち続けておるところでございます。今回、今、委員長からも話がございましたように、大変、日程的に、時間的にばたばたとする経過もございまして、そういう点では手拔かりがあつたかと思えますけれども、今後の諸議案については事前に各委員長さん、あるいは議会にもできるだけ相談をしてご意見を拝聴しながら、事を進めて参りたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

一、議長 これをもつて質疑を終結いたします。討論ございますか。

(討論省略の声あり)

一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案一号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

一、議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第一号は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議された事件は全部終了いたしましたので、これをもって平成二十二年第一回北方町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前十時四十七分 閉会

右、会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成二十二年一月二十日

議 長

署名議員

署名議員

